

## 河川砂防事業の概要

河川砂防課

## 1. 河川及び急傾斜地の整備状況について

## (1) 河川の整備状況

本県における県管理河川は、岩木川などの一級河川が3水系129河川、堤川などの二級河川が78水系154河川あり、その指定延長は1,927.7kmとなっています。この内、改修が必要な要改修延長は1,214.9kmとなっていますが、河川の整備率は平成17年度末現在で、約35パーセントと依然低い状況にあり、今後もより一層の整備促進に努める必要があります。

## (2) 急傾斜地の整備状況

本県における急傾斜地崩壊危険箇所は、1,318箇所あり、この内対策が必要な要対策箇所が805箇所となっています。

この要対策箇所の内、平成18年度までに514箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定され268箇所が概成していますが、整備率は約33パーセントと低い状況にあり、河川改修同様、今後もより一層の整備促進に努める必要があります。

## 2. 河川改良事業について

## (1) 目的及び事業内容

河川改良事業は、台風や集中豪雨等による水害から県民の生命・財産を守ることを目的として治水対策を行う県単独事業です。事業の内容としては、通常、河川改修によるものがほとんどで、具体的には河積拡大を図るための築堤、掘削や河岸浸食を防止するための護岸工等が主なものとなっています。

## (2) 県全体の整備方針

河川整備に係る県の基本方針としては、補助事業、県単独事業ともに、近年、浸水被害が発生している河川や甚大な被害が予想される河川など緊急性が高い河川において、集中的・重点的に整備を進めることにより、短期間での効果の発現を図ることとしています。

## (3) 国庫補助事業と県単独事業の棲み分けについて

これまで浸水被害が発生している河川あるいはその恐れが大きい河川で、補助事業の採択基準を満たしている河川については、国庫補助事業で河川改修を進めています。

一方、県内には、補助事業の採択基準を満たさない河川であっても、水害が発生し改修の必要がある河川が数多くあります。このような河川については、保全対象の状況、浸水被害の実績、緊急性などを考慮して、県単独事業で河川改修を実施しています。

## 2. 急傾斜地崩壊対策事業について

### (1) 目的及び事業内容

急傾斜地崩壊対策事業は、台風や集中豪雨等による斜面崩壊等の土砂災害から地域住民の生命・財産を守ることを目的として斜面对策工事等を行う国庫補助事業です。

主な事業内容としては、斜面からの崩壊土砂を斜面下部で待ち受けて被害を防止するための擁壁工及び斜面崩壊を直接防止するための法枠工等があります。

### (2) 県全体の整備方針

急傾斜地対策事業に係る県の基本方針としては、補助事業、県単独事業ともに、土砂災害により甚大な被害が予想される区域など緊急性が高い地区において、重点的に整備を進めることとしています。

### (3) 国庫補助事業と県単独事業の棲み分けについて

急傾斜地とはその勾配が30度以上の斜面を指しますが、急傾斜地の高さ、保全対象人家の戸数等により補助事業で実施可能かどうかが決まります。